

# 最新 判決 研究

## 事前確定届出給与の損金性

東京地裁令和6年2月21日判決（令和4年（行ウ）第566号）

筑波大学名誉教授・弁護士・税理士 **品川芳宣**

### 一、事実

(1) X（原告）は、令和元年9月30日に開催された定時株主総会（以下「本件株主総会」という。）において、代表取締役甲及び乙に対し、令和2年6月30日付で2800万円の賞与をそれぞれ支払うことを決議し（以下「本件決議」という。）、令和元年10月16日、処分行政庁に対し、法人税法（以下「法」という。）34条1項2号及び法施行令69条4項1号に基づき、本件決議の内容に関する届出（以下「本件届出」といい、同届出書を「本件届出書」という。）をした。本件届出書には、甲及び乙に係る「事前確定届出給与に関する事項」として、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」の「今回の届出額」欄に、支給時期を令和2年6月30日と、支給額を2800万円（本件各届出給与額）とそれぞれ記載されており、本件株主総会の議事録が添付されていた。

(2) そして、Xは、令和2年6月30日、甲及び乙に対し、「賞与」として、それぞれ2500万円を支払うとともに（以下この賞与を「本件各支給給与額」という。）、令和元年7月1日から令和2年6月30日までの事業年度（以下「本件事業年度」

という。）分法人税について、本件各支給給与額を損金の額に算入して確定申告をした。なお、Xは、本件事業年度の損益計算書において、本件各支給給与額を「販売費及び一般管理費」として計上し、当該損益計算書を含む本件事業年度の財務諸表は、令和2年9月30日に開催されたXの定時株主総会において承認された。

しかし、Xは、本件各支給給与額が本件各届出給与額と異なることに関して、本件決議の内容を変更する株主総会等の決議をしておらず、かつ、処分行政庁に対し、法施行令69条5項所定の変更後の定めの内容に関する届出をしていなかった。

(3) これに対し、処分行政庁は、調査に基づき、令和3年7月5日付で、本件事業年度分法人税につき、本件各支給給与額が損金の額に算入できないとする更正処分（以下「本件更正」という。）等（以下「本件更正等」という。）をした。

Xは、本件更正等を不服とし、前審を経て、令和4年12月20日、国（被告）に対し、その取り消しを求めて、本訴を提起した。

### 二、争点及び当事者の主張

#### 1 争点

本件の主たる争点は、本件各支給給与額は損金の額に算入されないとしてされた本件更正の適法性であり、より具体的には、本件各支給給与額の事前確定届出給与（法34①二）該当性である。

#### 2 国の主張

本件各支給給与額（2500万円）は、本件各届出給与額（2800万円）と異なり、しかも、本件決議の内容を変更する株主総会等の決議は存在せず、かつ、Xは、処分行政庁に対し、法施行令69条5項所定の変更後の定めの内容に関する届出をして